

平成 26 年 5 月 15 日

「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」の
一部改正等について

1. 改正等の目的

ヘルスケアリートについては、「ヘルスケア施設供給促進のための REIT の活用に関する実務者検討委員会」において検討され、昨年 12 月に中間取りまとめが行われた。これを受け、当協会は不動産投信専門委員会を中心に、①オペレーターの実情等を勘案した対応、②施設利用者への情報提供等の対応、③投資家への開示、の三点を踏まえた「規則」及び「ガイドライン」等の検討を行い、成案が得られたため「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」の一部改正等を行うものとする。

2. 主な改正等の内容

(1) 不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則の一部改正

- ・運用会社が、不動産投信等の投資としてヘルスケア施設に投資を行う場合の社内体制の整備について定める。

(第 24 条の 5)

(2) ヘルスケア施設供給促進のための REIT の活用に関するガイドラインの制定

- ・不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則第 24 条の 5 「ヘルスケア施設に関する特例」を適切に履行していく上での基本的な考え方について定める。

3. 実施日

この改正等は、平成 26 年 5 月 15 日から実施する。ただし、実施日において計算期間又は事業年度が開始している当該投資信託財産又は投資法人についての改正規定の適用については、新たな計算期間又は事業年度の開始からとすることができるものとする。